

# 荒尾市教育振興基本計画策定業務委託仕様書

## 1. 業務の名称

荒尾市教育振興基本計画策定業務

## 2. 業務の目的

教育基本法第17条第2項に基づき、令和4年度から5年間を計画期間とする「荒尾市教育振興基本計画」を策定するために業務の全般的な支援及び計画書の作成を行うことを目的とする。

## 3. 業務の内容

### (1) アンケート調査

#### ア 調査票の設計

- ・調査票を作成するに当たっては、国、県及び市の各種計画やモデル調査票案を基に本市と協議を行い決定する。

#### イ 調査票等の印刷及び封入作業

- ・調査票及び封筒（発送用・返信用）の印刷
- ・調査票発送準備

※発送用封筒に調査票・返信用封筒を封入し、封緘。また、宛名ラベルの貼付けを行う（宛名ラベルは市が提供する。）。

※返信用封筒については、料金受取人払いの印刷。

※封筒代、発送及び回収に係る郵送料は、受託者負担とし委託料に含める。

#### ウ 調査対象

- ・小・中学校の教職員、保護者など 約1,000人

#### エ 集計・分析準備

- ・回収した調査票の入力、単純・クロス集計及び分析を行う。

#### オ 調査結果報告書作成

- ・調査結果の集計・分析及び報告書の編集。成果品はデータ納品とする。

### (2) 基礎データの整理

計画策定において検討すべき事項の整理、分析及び研究を行う。

#### ア 教育に関わる課題等

#### イ 教育に関わる国際的、国、県などの動向

#### ウ 各分野の教育に関わる法令などの改正や新たな法整備等

#### エ 教育振興基本計画の国・県の計画

#### オ 荒尾市総合計画及び本市が策定している各関連個別計画

#### カ その他教育に関して必要と思われる事項

(3) 現状分析及び課題抽出

- ア 本市教育行政各分野で実施している既存の調査結果等を用い、本市における教育に関する現状分析及び課題の抽出を行う。
- イ 現行の荒尾市教育振興基本計画の取組状況について、関連各課へのヒアリングシートへの提示とヒアリング支援を行い、本市における教育に関する現状分析及び課題の抽出を行う。

(4) 計画書素案の策定支援

(1)～(3)の内容及び国・県の上位計画、荒尾市総合計画、荒尾市教育振興基本計画等の内容を十分に踏まえた上での基本方針、体系図、具体的な施策、指標等の検討・提案を行う。

- ア 計画素案の作成
- イ 計画素案の補正
- ウ 計画書の原稿レイアウトの編集及び文章校正

(5) 荒尾市教育振興基本計画策定委員会の運営支援

- ア 荒尾市教育振興基本計画策定委員会議の開催(4回程度)に当たり、資料作成、必要な助言、議事録作成等の運営支援を行う。
- イ 会議には、本業務の主担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。やむを得ない事情により主担当者が出席できない場合は、代理出席する者を指名し委託者に事前に連絡すること。

(6) パブリックコメントの支援

基本計画のパブリックコメント実施のために必要な資料及びデータの提供を行うとともに、その意見内容の整理・回答案の作成支援を行う。

(7) 計画書及び概要版の作成・印刷

- 5. 成果品のとおり

#### 4. 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

#### 5. 成果品

- (1) 計画書紙面及び紙面データ
  - A4判、100頁程度、250部、1色刷り(表紙のみ4色)
- (2) 計画書概要版及び概要版データ

A4判、4頁、500部、4色刷りとし、図表や写真、イラスト等を用いて、誰もが読みやすいユニバーサルデザインに配慮した工夫をすること。

(3) アンケート調査結果報告書データ

※ (1)～(3)について、ワード又はエクセルにより作成すること。

## 6. その他

- (1) 本仕様書に記載している事項に加え、受託者が提案する事項も市と協議の上、実施することができる。
- (2) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合、荒尾市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、受託した業務について、業務を一括して第三者に再委託又は譲渡してはならない。
- (4) 業務遂行に必要な資料等の収集は、両者が協力し行うものとし、資料の受け渡しは紛失等の事故防止のため、直接行うものとする。
- (5) 本業務における成果物は、荒尾市が著作権を持つものとし、荒尾市が加工、複写、ホームページの作成等を行い、公表できるものとする。
- (6) 策定業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正補足その他必要な措置を講ずるものとし、その作業に係る費用は一切受託者の負担とする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、本市の指示に従い業務を進めるとともに、委託者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。